

津山市監査委員告示第5号
令和4年3月18日

地方自治法第199条第14項の規定により監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 和田 賢 二
津山市監査委員 岡 安 謙 典

平成28年度及び平成30年度の監査の結果に対して、検討・実施中又は未措置であった事項の取組状況を確認したところ、結果は次のとおりであった。

(単位 件)

区 分	実施年度	対象件数	措置等の状況		
			措置済	検討・実施中	未措置
定期監査	平成28年度	1		1	
	平成30年度	1	1		
	合計	2	1	1	

定期監査（措置済1件、検討・実施中1件）

平成28年度

【監査対象課名 保健給食課】

（監査結果報告日：平成28年12月9日）

指摘事項 ①	非常勤嘱託員報酬の欠勤による返納金の未収金について、引き続き収入未済額の解消に努められたい。	
区 分 (該当に○印)	<input type="checkbox"/>	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
	<input checked="" type="checkbox"/>	2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
	<input type="checkbox"/>	3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	<p>債権管理室及び顧問弁護士に相談の上、法的手続き開始予告(催告書)の送付、連絡要請書の送付、債権承認書の提出依頼送付を実施してきた。平成31年2月に「債務承認兼履行延期(分割納付)許可申請書」の提出があったため、令和元年6月に履行延期(分割納付)の許可通知、納付書を送付したところ、令和元年9月に10,000円の納付があったが、その後は未納付であるため、「分納不履行通知(法的手続き執行予告)」の送付をしたが、未納付であった。令和2年度は、催告の電話連絡を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策として制度化されている「徴収猶予及び履行延期の特約等に関する申請書」が本人から提出されており、これに伴い履行延期期間中の徴収は猶予していた。</p> <p>令和3年度は、コロナ禍でもあり、病気療養されている本人に対し面会等が叶わない状況が続くなか、収入等状況確認の為の面談依頼文書の送付や催告の電話連絡を実施するなど継続した取組を行っている。</p> <p>今後も債権管理室及び顧問弁護士に相談の上、継続して対応していく。</p>	

平成30年度

【監査対象課名 スポーツ課】

(監査結果報告日：平成31年3月4日)

※令和2年4月からは久米支所地域振興課が所管

指摘事項 ②	前回の監査において久米総合文化運動公園休憩所は「津山市行政財産使用料徴収条例に基づき使用料を試算すると現行の使用料を大幅に上回るため、同条例の規定に基づき減免協議を行う。」との措置状況であったが、行政財産の使用許可に加えて保証金を納入させている。保証金は貸付契約によって定めるものであり、同条例には根拠がない。公有財産の使用許可及び貸付に係る問題点を整理し、改めて今後の方針を示されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	当該施設に係る行政財産使用料及び保証金について、津山市行政財産使用料徴収条例に基づき減免対象及び理由等を精査のうえ算定し、所定の手続きにより徴収することとした。	